平成２４年（フ）第１０６号
千葉県印西市西の原３丁目９番地２棟804号
債務者　豊島　知子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１１１号
千葉県八街市大関92番地23　サンハイツⅢ202号室
債務者　小林　健次
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１２２号
千葉県佐倉市王子台２丁目15番地12　王子台グリーンタウン７・B101号室
債務者　武藤　　勝
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１２７号
千葉県白井市南山２丁目１番２－２号　２階
債務者　鈴木　春枝
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第７８１号
名古屋市北区金城３丁目５番６号　城見ハイツ203号
債務者　田辺美智子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９０号
愛知県みよし市三好町弥栄１番地13　ハイツビュー三好301号
債務者　近藤　政彦
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４８号
岡山県倉敷市北畝６丁目10番37号
債務者　森年　雅美
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第５１号
岡山県津山市田町４番地
債務者　立石　吏司
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第６６号
高知市弥生町７番７号
債務者　髙橋　昌美
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１４３号
高知県土佐市高岡町甲2194番地６
債務者　浅野美佐尾
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１４５号
高知市加賀野井１丁目７番３号
債務者　大上　正一
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１４６号
高知市秦南町１－８－７　秦南ハイツ103号、住民票上の住所高知市西秦泉寺415番地３
債務者　明神　一雄
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１５１号
高知市前里132番地
債務者　小松八重子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１５７号
高知市神田2382番地127　レジデンス優美15Ⅱ－305号
債務者　松木　富夫
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１５９号
高知市高須１丁目８番15―706号
債務者　金子　栄美
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２６３号
東京都八王子市廿里町26番地18芳樹館2101号
債務者　大野真一郎
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月29日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３６６号
東京都町田市忠生４丁目10番地３グランドゥール’98　101
債務者　高井　哲也
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部